

II 漁村の動向

1 漁村の現状

(1) 漁村の現状

(漁村の役割)

漁場や漁港に隣接して形成される漁村は、漁業や水産加工業などの地域の基幹産業とともに発展しており、漁業者をはじめ地域住民の生活の場であるとともに、遊漁や海水浴などレクリエーションの場、地域文化の保存・伝承の場などの多様な役割を担っています。

(漁村の現状)

道内には広大な漁場を背景に 243 の漁港が配置されており、こうした漁港の背後には水産業を基幹産業とする漁港背後集落（漁港背後の漁家 2 戸以上の集落）が形成されています。令和 4 年度の漁港背後集落数は 457 集落で、平成 24 年度から 25 集落が減少しています。

集落人口をみると、令和 4 年度は 16 万 3,000 人と、平成 24 年度の 21 万 1,000 人から 23% 減少しており、その一方で 65 歳以上の占める割合は増加していることから、集落の過疎化・高齢化が進んでいると考えられます（表Ⅱ－2－1）。

過疎化や高齢化、漁業就業者の減少などにより、漁村地域の活力が低下し、都市との交流や憩いの場の提供など漁村が担っている多面的機能の低下が懸念されています。

表Ⅱ－2－1 漁港背後集落数等の推移

区 分	平成 24 年度	平成 26 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 4 年度/平成 24 年度
漁港背後集落数	482	476	473	462	462	457	457	95%
集落人口（人）	211,234	200,966	193,435	181,374	175,068	169,400	162,816	77%
65 歳以上人口（人）	(33.4%) 70,523	(35.7%) 71,710	(37.6%) 72,636	(39.3%) 71,314	(41.4%) 72,399	(42.1%) 71,342	(40.5%) 65,911	93%
漁家世帯人口（人）	(19.9%) 42,071	(19.5%) 39,254	(19.3%) 37,315	(18.1%) 32,768	(18.2%) 31,816	(16.8%) 28,395	(17.1%) 27,829	66%
集落世帯数（戸）	98,813	96,779	95,468	92,231	91,018	89,466	86,224	87%
漁家世帯数（戸）	(13.3%) 13,142	(13.0%) 12,535	(12.6%) 12,012	(12.1%) 11,135	(12.2%) 11,092	(11.8%) 10,551	(12.0%) 10,384	79%

資料：北海道水産林務部水産局漁港漁場課

注 1：上段括弧内は、集落人口若しくは集落世帯数に占める割合

注 2：漁港背後集落とは、漁港漁場整備法に基づく指定漁港を日常的に利用する漁家が 2 戸以上ある集落

注 3：漁家とは、生活の質を得るために、水産動植物の採捕又は養殖の事業を行ったもので、1 年間の海上作業日数が 30 日以上の個人経営世帯又は雇われて従事した者がいる世帯

また、漁村は海沿いの狭い土地に集落が形成されているなど、辺地的な立地条件にあることから、漁港・漁場などの水産業の生産基盤だけでなく、防災、交通、情報通信などの生活環境の整備を行い、豊かな自然や地域の資源を生かした地域づくり活動のほか、都市住民との交流など漁村の活性化に向けた取組が必要となっています。

(2) 漁村の基盤整備

(総合的な漁村の整備)

本道には、243 港の漁港（第1～4種漁港）と35港の港湾（港湾法第56条で定めた港湾を除く）と合わせて278の港が主に海岸線上に配置されています。

地元漁船の利用が主体である第1種及び第2種漁港の整備は北海道が、利用範囲が全国的な第3種漁港及び離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要な第4種漁港の整備は北海道開発局が行っています。

漁港の管理は全て北海道が行っていますが、北海道漁港管理条例に基づく利用料の徴収やプレジャーボート使用許可など事務の一部については市町村が行っています。

これまでの本道の漁港整備は、漁船の係留施設や陸揚施設など漁業生産基盤の整備を中心に進めてきましたが、近年は施設の老朽化が進行しており、対策が必要となっています。一方で、快適な就労環境や豊かな生活環境に必要な整備が立ち遅れていることから、本道の多くの漁村でこうした施設の整備が求められています。

また、道内の多くの漁港では、豊かな海づくり・ふるさとづくりを目指して、地域の漁業関係者を中心に様々なイベントが行われており、漁村における住民交流の場となっています。近年では水産物に対する高度な衛生管理など消費者ニーズの多様化や海洋レクリエーションの拡大など、漁港・漁村を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような社会情勢の変化に対応するため、快適な就労・生活環境の整備はもとより、様々な活動に対応した総合的な漁港整備を進めています。



衛生管理強化のため屋根付岸壁を整備した漁港
常呂漁港（北見市）



海と親しむ憩いの場としての海岸
元和漁港海岸（乙部町）

さらに、漁村の整備に当たっては、漁港との一体性にも十分配慮し、快適で安全・安心な就労や生活環境の改善、さらに港内や沿岸水域の環境保全につながる排水処理施設、緑地・広場、防風・防雪柵及び防災安全施設などの整備を進めています。また、近年、全国的に激甚災害が増加していることから、関係自治体と連携し、防災情報伝達施設や避難施設などの防災関連施設の整備を行うとともに、災害発生後の漁業の再開に必要な陸揚げ・流通機能の早期回復を図るため、道内の流通拠点漁港において、事業継続計画（BCP）²⁵の策定に取り組んでいます。

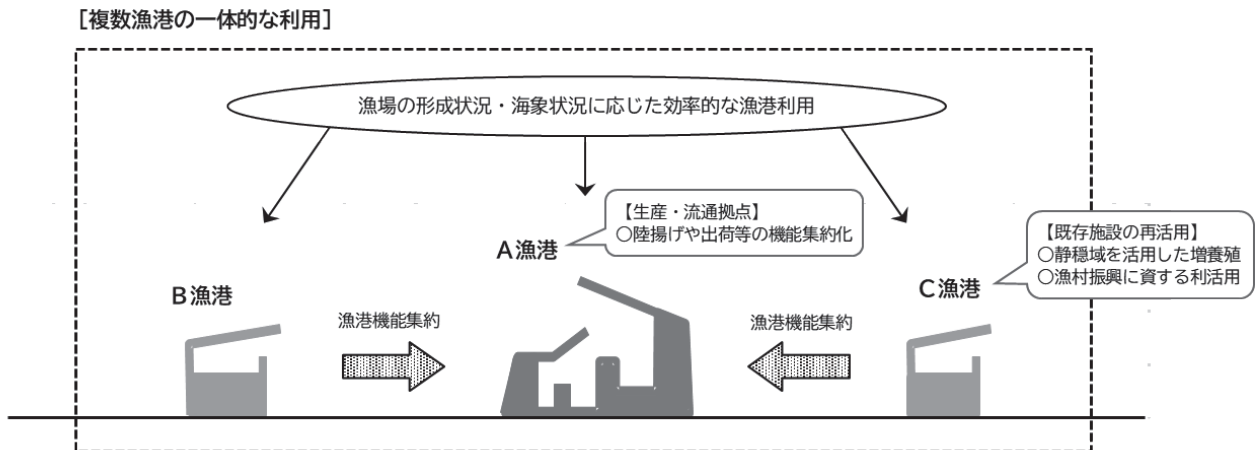
一方、漁港の周囲にある海岸は、漁港海岸²⁶に分類され、海岸線を防護・保全することで漁業の振興をはじめ、漁村における生活の安全や生活環境の改善に大きな役割を果たしています。

漁港や海岸では、自然環境の変化等に伴って激化する台風や高潮、津波、冬季風浪等による災害及び全国的に顕在化している海岸侵食から国土を保全する防災施設や、国民の憩いの場、人と海のふれあいの場の創出、海洋性レクリエーションの場としての機能を有する環境施設の整備を進めています。

(漁港の統合促進)

道では平成 26 年度から、道が管理する第 1 種・第 2 種漁港を対象に、「静穏域を活用した増養殖」、「漁場の形成状況に対応した基地港の変更」、「気象状況に対応した迅速な避難」などが可能となるよう、漁港の機能を分担し、複数漁港の一体的な利用を促進する取組を進めています。これに伴い、道が整備した漁港（第 1・2 種漁港）のうち 59 漁港を 21 漁港へ統合しました（令和 5 年 4 月現在）。

図 II - 2 - 1 漁港統合のイメージ(上)と統合漁港一覧(下)



振興局	市町村	旧漁港名	新漁港名
宗谷	枝幸町	第 1 種 音標漁港	第 2 種 林-ツ枝幸漁港 (音標地区)
		第 1 種 乙忠部漁港	(乙忠部地区)
		第 1 種 山臼漁港 (山臼地区)	(山臼地区)
	利尻富士町	第 1 種 岡島漁港	(岡島地区)
		第 1 種 目梨泊漁港	第 2 種 林-ツ枝幸北漁港 (目梨泊地区)
		第 1 種 間牧漁港	(間牧地区)
留萌	羽幌町	第 1 種 南浜漁港	第 1 種 鬼脇漁港 (南浜地区)
		第 1 種 旭浜漁港	(旭浜地区)
石狩	石狩市	第 1 種 前浜漁港	第 1 種 天売焼尻漁港 (前浜地区)
		第 1 種 西浦漁港	(西浦地区)
		第 2 種 浜益漁港 (浜益地区)	第 2 種 浜益漁港 (浜益地区)
後志	余市町	(群別地区)	(群別地区)
		第 1 種 幌漁港	(幌地区)
		第 1 種 余市河口漁港	第 1 種 余市漁港 (本港地区)
	神恵内村	第 1 種 出足平漁港	(出足平地区)
		第 1 種 島泊漁港	(島泊地区)
		第 1 種 湯内漁港	(湯内地区)
		第 2 種 神恵内漁港	第 2 種 神恵内漁港 (本港地区)
		第 1 種 川白漁港	(川白地区)
		第 1 種 珊瑚内漁港	(珊瑚内地区)
	島牧村	第 1 種 赤石(奥尻)漁港	(赤石地区)
		第 1 種 厚瀬漁港	第 1 種 厚瀬漁港 (厚瀬地区)
		第 1 種 歌島漁港	(歌島地区)
檜山	せたな町	第 1 種 千走漁港	第 1 種 千走漁港 (千走地区)
		第 1 種 永豊漁港	(永豊地区)
		第 1 種 原歌漁港	(原歌地区)
	乙部町	第 1 種 第二栄浜漁港	(第二栄浜地区)
		第 1 種 中歌漁港	第 1 種 狩場漁港 (中歌地区)
		第 1 種 美谷(瀬棚)漁港	(美谷地区)
		第 1 種 吹込漁港	(吹込地区)
		第 1 種 虻羅漁港	(虻羅地区)
		第 2 種 乙部漁港	第 2 種 乙部漁港 (乙部地区)
		第 1 種 元和漁港	(元和地区)

振興局	市町村	旧漁港名	新漁港名
檜山	江差町	第 1 種 泊(檜山)漁港	第 1 種 江差追分漁港 (泊地区)
		第 1 種 五勝手漁港	(五勝手地区)
	上ノ国町	第 1 種 汐吹漁港	第 1 種 上ノ国漁港 (汐吹地区)
		第 1 種 上の国漁港 (上ノ国地区)	(上ノ国地区)
		第 1 種 石崎(上ノ国)漁港	(大崎地区)
		第 1 種 石崎(上ノ国)漁港	(石崎地区)
	奥尻町	第 1 種 小砂子漁港	(小砂子地区)
		第 1 種 稲穂漁港 (稲穂地区)	第 1 種 奥尻漁港 (稲穂地区)
		(勘太浜地区)	(勘太浜地区)
	松前町	第 1 種 松江漁港	(松江地区)
第 1 種 赤石(奥尻)漁港		(赤石地区)	
第 1 種 宮津漁港		(宮津地区)	
渡島	松前町	第 1 種 大沢漁港	第 1 種 大沢朝日漁港 (大沢地区)
		第 1 種 朝日漁港	(朝日地区)
	知内町	第 1 種 涌元漁港	第 1 種 知内漁港 (涌元地区)
		第 1 種 小谷石漁港	(小谷石地区)
	木古内町	第 1 種 札刈漁港	第 1 種 木古内漁港 (札刈地区)
		第 1 種 木古内漁港	(木古内地区)
		第 1 種 泉沢漁港	(泉沢地区)
	北斗市	第 1 種 釜谷(木古内)漁港	(釜谷地区)
		第 1 種 上磯漁港	第 1 種 北斗漁港 (上磯地区)
	八雲町	第 1 種 当別漁港	(当別地区)
第 1 種 茂辺地漁港		(茂辺地地区)	
胆振	登別市	第 1 種 相沼漁港	第 1 種 相沼泊川漁港 (相沼地区)
		第 1 種 泊川漁港	(泊川地区)
釧路	浜中町	第 1 種 鷺別漁港	第 1 種 鷺別漁港 (鷺別地区)
		第 1 種 富浦漁港	(富浦地区)
		第 1 種 奔幌戸漁港	第 1 種 奔幌戸漁港 (奔幌戸地区)
		第 1 種 真入漁港	第 1 種 真入(釧路)漁港 (真入地区)
		計 59 漁港	計 21 漁港

資料：北海道水産林務部水産局漁港漁場課

(3)循環型社会を目指して

(水産系廃棄物の循環的な利用²⁷⁾)

環境と調和した持続的な水産業の発展を図るためにも、水産系廃棄物の適正処理及び循環的な利用を推進することが求められています。

水産系廃棄物には、水産加工に伴い発生するホタテガイの貝殻、ウロやイカゴロなどの魚類残さ、漁業活動に伴い発生するヒトデや養殖中のホタテガイに付着するザラボヤ・イガイなどの生物、廃漁網など様々なものがあり、地域ごとにその種類や発生時期が異なります。廃棄物の処理対策を話し合う協議会などが、それぞれの地域実態にあった処理方法の検討などに取り組んでいます。

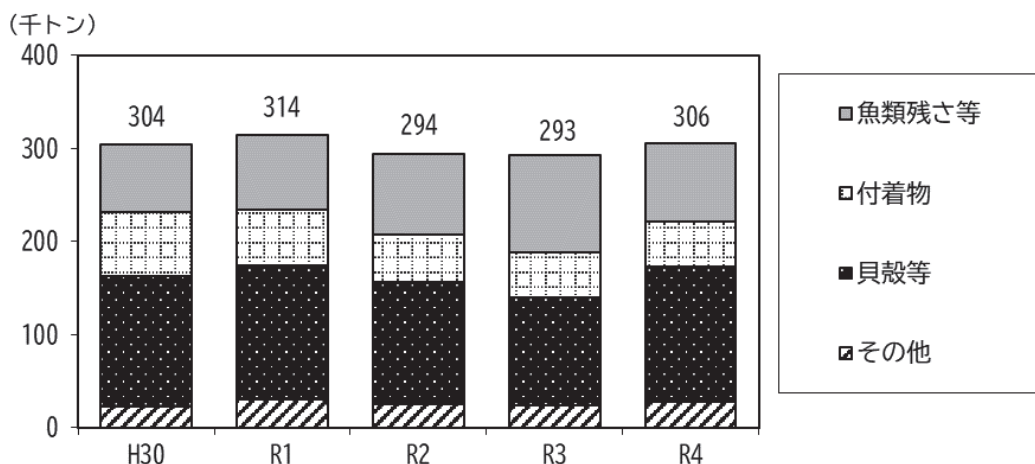
道内の令和4年度の水産系廃棄物の発生量は30万6,000トン(前年比4%増)となっています。種類別では貝殻等が最も多く14万7,000トン(うちホタテガイ14万3,000トン)、魚類残さ等が8万5,000トン、ホタテガイ養殖等に伴う付着物が4万8,000トンなどとなっていますが、そのほとんどは循環的な利用をされています(図Ⅱ-2-2)。

循環的な利用の例としては、発生量の約5割を占めるホタテガイの貝殻は、主に土木工事の暗きょ資材や、土壌改良剤、カキの養殖資材として利用されており、北見市常呂町内では、昭和54年から、漁協から購入したホタテガイの貝殻を土壌改良剤に加工し、農協を通じて組合員に販売する農協・漁協が連携した地域資源循環システム形成の取組が行われています。また、ホタテガイの貝殻を利用した土壌改良材、ブラスト材などが北海道認定リサイクル製品²⁸⁾に、チョークが北海道リサイクルブランド²⁹⁾に認定されるなど、多様な利活用が進んでいます。このほか魚類残さやヒトデ等は肥料、飼料等として有効活用されています。

さらに道では、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルなどの循環的な利用を促進することを目的として、平成18年10月に循環資源利用促進税を導入し、その税収を用いて産業廃棄物の排出抑制や循環的な利用、その他適正な処理に係る施策として、循環資源利用促進税事業³⁰⁾を実施しており、水産系産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに関する研究開発、施設整備にも支援を行っています。

国は、令和2年5月に「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」を策定し、漁業者による廃棄物の計画的な処理を推進することとしたため、道はこの内容を漁業者や漁協に周知するとともに、協議会などで理解を促し、計画的な処理の推進を指導しています。

図Ⅱ-2-2 本道の水産系廃棄物の発生量の推移



資料：北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課
 注：「その他」はホタテガイのウロ、イカゴロ、漁網。
 「魚類残さ等」はヒトデを含む。
 「貝殻等」は、ホタテガイの貝殻、ウニ殻、その他の貝殻。

2 漁村の活性化に向けた取組

(1) 海洋レクリエーションの動向

(現状と課題)

近年、ライフスタイルの多様化などから、海洋レクリエーションへの需要が増大しており、漁村においても新たな就労や収入機会が創出され、活性化につながっています。

本道でも海面や内水面において、漁業生産だけではなく、釣りやダイビング、プレジャーボート、ミニボート等の船舶によるレクリエーションが行われており、都市住民が漁村を訪れる機会が増えています。

しかし、これらの活動に伴い、漁具被害、危険な船舶航行、ゴミの投棄や漁港周辺での迷惑駐車など、漁業活動に支障をきたすようなトラブルが多発しており、特にプレジャーボートについては、漁港や漁場の使用が漁業活動と重なる場合が多いため、一部地域では、漁業関係者とプレジャーボート団体との話し合いにより、秩序ある漁場と資源利用を図る取組が行われています。また、道では、漁船とプレジャーボート等との協調した漁港利用を図るため、平成 12 年に「北海道漁港管理条例」を改正し、漁業活動に支障のない範囲でプレジャーボート等の漁港利用を認め、その受入れについては許可制としており、令和 5 年度は全道 243 漁港のうち 96 港（114 地区）でプレジャーボート等の使用が可能となっています。

(海難の発生と救助活動)

本道では北の海の厳しい自然条件のもとで漁業が行われていますが、毎年、海難事故により尊い人命と財産が失われています。

昭和 50 年代前半は海難事故が多く発生しており、200 隻を超える漁船が転覆等の海難に遭遇するなど、多くの死亡・行方不明者を出していましたが、近年は、漁船及び船舶機器の性能の向上や海上作業の労働条件の改善、海難防止の普及・啓発活動による意識の浸透などにより、船舶海難及び人身事故ともに減少しています。

海難事故の捜索・救助活動は各地域の海上保安本部などが行いますが、できるだけ迅速に救助体制を整え、捜索、救助活動にあたるのが重要であるため、沿岸域や海辺の事故の場合には、警察、市町村、漁協なども協力して救助活動を行っており、その中でも救難所が大きな役割を果たしています。

救難所はそのほとんどが漁業者で構成されている救助組織で、本道には令和 5 年 3 月末で 107 の救難所に約 5,700 人の救難所員が所属しており、漁船海難のみならず、近年では海洋レジャー型事故の救助や災害時の出動など幅広い活動を行っています。

令和 4 年には年間 20 回、延べ 369 人の所員が出動し、16 人の捜索を行い、8 隻の船舶を救助しています（表Ⅱ-2-2）。

表Ⅱ-2-2 救難所員の出動状況

区分	出動回数 (回)	出動救助 船数 (隻)	出動所員 数 (人)	要救助人 数 (人)	救助船舶数（隻）			
					合計	漁船	プレジャーボート	その他
平成 29 年	31	170	646	20	11	6	4	1
平成 30 年	22	77	293	16	7	2	5	0
令和元年	22	91	246	18	10	5	4	1
令和 2 年	18	115	327	21	6	3	2	1
令和 3 年	16	83	211	27	7	4	3	0
令和 4 年	20	160	369	16	8	1	7	0

資料：公益社団法人北海道海難防止・水難救済センター

また、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターは、海難防止から救助までを所管する総合的な組織として、救命胴衣の着用や救助器具の取扱いの指導、救難所の運営費の助成などに取り組んでおり、道では、当該センターが行う各種事業や、漁業者が行う海洋レジャー型の実験型海難救助に際しての救助経費に対する支援を行っています。



訓練大会の様子



海の安全教室の様子

写真提供：公益社団法人北海道海難防止・水難救済センター

(2) 地域活動の展開

(都市・漁村の交流と漁協青年部等の活動)

○都市と漁村の交流

健康指向・環境意識の高まりや、ゆとり・やすらぎの追求など、都市住民をはじめとする国民の価値観の多様化が進んでおり、その結果、都市住民の多くが漁村を訪れたいという意向を持っているといわれています。

漁村地域では、優れた自然景観や豊富で新鮮な水産物、歴史を物語る建造物や文化財など、地域の資源を生かした魅力的なイベントやまちづくりなどの取組が行われ、都市に住む人々にとっては、漁村での生活や漁業体験、人々とのふれあいは大きな魅力となっており、地域づくりの取組を通じて地域間の交流や連携を促進し、地域の活性化につなげていくことが重要となっています。

こうした中、国では水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画において海業³¹（うみぎょう）等の振興及び海業による漁村の活性化が明記されており、関係 15 府省庁等の協力の下、海業に関連した国などの支援策をまとめた「海業支援パッケージ」（海業に取り組む際に関連すると考えられる施策をまとめた資料）をウェブサイト公表したほか、海業振興に取り組む方々に向けた総合窓口を開設しています。

○漁協青年部の活動

青年漁業者の組織である漁協青年部は、従前から水産物直売会・朝市などの販売促進イベントの開催や、ナマコの種苗放流などの増養殖活動に取り組んできたほか、出前授業の実施や体験学習の受入れなど、魚食普及や漁業の魅力を伝える活動にも積極的に取り組んでいます。（表Ⅱ－2－3）。

新規就業者の減少などによって部員数は減少傾向が続き、部員は、令和5年4月1日現在で2,213人にまで減少しており、青年部活動の停滞が懸念されています（図Ⅱ－2－3）。

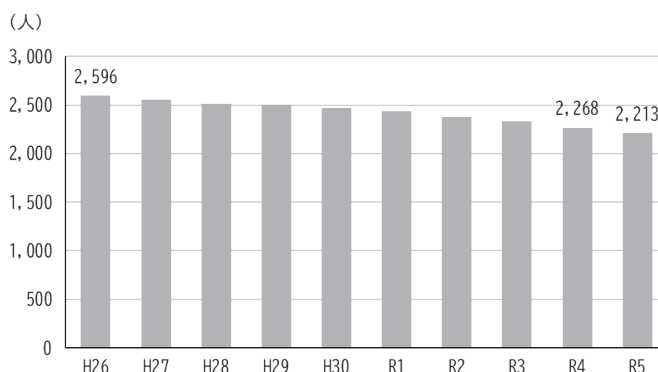
道では、漁協青年部の活動を支援するため、資源管理、水産加工、漁業経営等に関する研修の場を設けることで、漁業者の視野の拡大と漁業者の知識・技術の向上を図るとともに、全道の青年及び女性漁業者（グループ）の代表が地域活動実績を発表し合い、相互の知識の交流と活動意欲の向上を図る「全道青年・女性漁業者交流大会」を開催しています。

表Ⅱ－２－３ 漁協青年部の取組事例

	取組内容
青年部	<ul style="list-style-type: none"> ・地元祭典、イベント直売の参加 ・ナマコの種苗生産 ・アワビ、アサリ、シジミの増養殖事業の参加 ・植樹活動 ・清掃活動 ・「出前授業」の実施や「体験学習」の受入

資料：北海道水産林務部水産局水産経営課

図Ⅱ－２－３ 漁協青年部の部員数の推移



資料：北海道水産林務部水産局水産経営課

○漁村における女性の活動

漁村における女性の地域活動は、道内の漁協で結成されている女性部を中心として行われており、「浜の母さん料理教室」等の魚食普及活動、「お魚殖やす植樹運動」や「森と海と川をつなぐ運動」等の環境保全活動などに積極的に取り組んでいます。特に河川・沿岸域の環境や漁村環境の保全を目的とした「お魚殖やす植樹運動」は、令和5年度には植樹本数が累計123万本を超えており、その活動は高く評価されています（表Ⅱ－２－４）。

令和5年4月1日現在の本道の部員数は5,496人で、部員数は年々減少しています（図Ⅱ－２－４）。

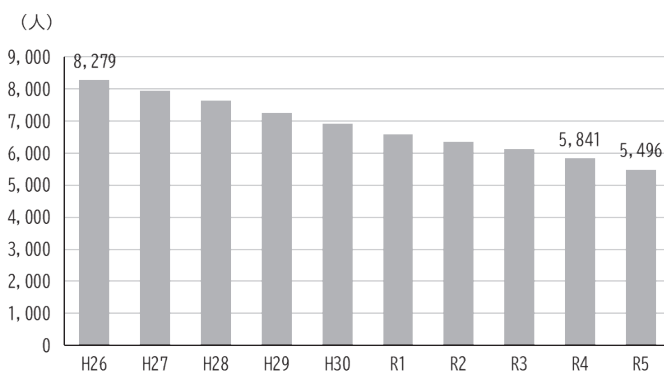
道では、漁村の女性の活動を支援するため、植樹活動に必要な苗木費用の助成などを行っているほか、漁村の女性による加工や販売等の取組を促進するため、平成27年度から水産林務部の女性職員を中心とした浜の女性応援隊（通称：ハマドンナ）を組織し、漁村の女性が開催する学校での料理教室や販売促進イベントへの参加などの活動を支援するとともに、道のウェブサイトや民間の料理レシピ掲載サイトなどで女性の活躍を広く発信しています。

表Ⅱ－２－４ 漁協女性部の取組事例

	取組内容
女性部	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動の実施 ・「お魚殖やす植樹運動」 ・海浜清掃 ・「浜のお母さん料理教室」 ・地域イベントへの協力・参加 ・魚食普及・食育活動の実施 ・貯蓄推進運動の実施

資料：北海道水産林務部水産局水産経営課

図Ⅱ－２－４ 漁協女性部の部員数の推移



資料：北海道水産林務部水産局水産経営課



漁協女性部活動状況

○漁業士の活動

道では、昭和61年度から浜の将来を担う青年漁業者や漁村の青少年の指導にあたる漁業者を「北海道漁業士」として認定しています（表Ⅱ-2-5）。漁業士相互の情報交換や、技術の研さん及び向上を目的として、全道組織として北海道漁業士会が設置されているほか、全道11地区に設置されている地域漁業士会では、大学講師を招いた研修会や遡上する魚の保護を目的とした魚道³²清掃などの環境保全の取組、地域の漁業を知ってもらうため地元小中学生等を対象とした出前授業などを行っています。

また、漁村地域の活性化のため、漁協青年部や女性部等と連携し、都市と漁村をつなぐ、地域づくりの中核的存在としてその活躍が期待されています。

道では、他地域の漁業士との情報交換や相互研さんなどを目的とした研修や、地域の学生などに水産教室を実施している各地区の漁業士会を統括する北海道漁業士会に対し支援を行っています。

表Ⅱ-2-5 漁業士の認定状況（令和6年3月31日現在）

（人）

区分	石狩 後志	檜山	渡島	胆振	日高	十勝	釧路	根室	檉-つ	宗谷	留萌	合計
青年漁業士	7	9	6	7	2	1	1	8	9	8	8	66
指導漁業士	18	12	27	14	12	6	10	8	12	12	9	142
計	25	21	33	21	14	7	11	16	21	21	17	208
うち女性	1	1	1	2	1	1	1	2	0	0	1	11

資料：北海道水産林務部水産局水産経営課